

特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運営に関する基準
(案)

1. 給付制度における「認可」と「確認」の関係について

※「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市町村の「確認」が必要となる。

認可

認可権者が定める基準（設備・運営）に基づき認可を行う。

- ◆認定こども園
- ◆幼稚園
- ◆保育所



〈認可権者〉
都道府県
指定都市
中核市

- ◆地域型保育事業



〈認可権者〉
市町村



地域型保育事業認可基準（条例）

※国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、市町村が条例制定

確認

給付の実施主体である市町村が、認可施設・事業者の中で、給付の対象となる施設・事業者を確認する。

- ◆認定こども園
- ◆幼稚園
- ◆保育所
- ◆特定地域型保育事業



〈確認権者〉
市町村



特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（条例）

※国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例制定



※認定こども園法、学校教育法、児童福祉法の条文については全て子ども・子育て関連3法による改正後のもの

支給認定（条例）



給付制度による
教育・保育の提供

2. 子ども・子育て支援法における教育・保育給付の類型について

種 別		認可権者	確認権者	
教育・保育給付	施設型給付	認定こども園	都道府県 指定都市 中核市	
		幼稚園		
		保育所		
	地域型保育給付	小規模保育事業	市町村	市町村
		家庭的 保育事業		
		居宅訪問型 保育事業		
		事業所内 保育事業		

3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国に準じたものとする。

類型	異なるものを定めることの許容の程度	対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べ合わせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の事項

		項目	国の示す基準の内容	従う参酌
利用定員に関する基準	1	利用定員	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園：20人以上（1号・2号・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める） ・幼稚園：1号認定子どもの区分の利用定員を定める ・保育所：20人以上（2号・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める） <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業：1人以上5人以下（3号認定子どもの利用定員を定める） ・小規模保育事業A型・B型：6人以上19人以下（3号認定子どもの利用定員を定める） ・小規模保育事業C型：6人以上10人以下（3号認定子どもの利用定員を定める） ・居宅訪問型保育事業：1人（3号認定子どもの利用定員を定める） ・事業所内保育事業：雇用する労働者の子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに、3号認定子どもの利用定員を定める <p>3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業共通）</p>	従う

	項目	国の示す基準の内容	従う 参酌	
	2	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。	従う
	3	定員の遵守	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育等の提供を行ってはならない。	参酌
利用開始に関する基準	4	内容及び手続きの説明及び同意	利用申込者に対し、運営規程の概要等、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について同意を得なければならない。	従う
	5	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・定員を上回る利用の申込みがあつた場合、選考方法をあらかじめ明示したうえで、公正な方法により、選考を行わなければならない。また、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	従う
			・自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な他の施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	参酌
	6	あつせん、調整及び要請に対する協力	特定教育・保育施設等の利用について、市町村が行うあつせん及び要請又は市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う
	7	受給資格等の確認	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証の確認（支給認定の有無、認定区分、有効期間、保育必要量等）を行うこととする。	参酌
	8	支給認定の申請に係る援助	支給認定申請が行われていない場合には、保護者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参酌
	9	心身の状況等の把握	子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌
	10	小学校等との連携	特定教育・保育の提供の終了に際し、小学校における教育又は他の施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、他機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌
	11	地域との連携等	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌
	12	特定教育・保育施設等との連携	・特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。） ・居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	従う

	項目	国の示す基準の内容	従う 参酌	
教育・保育の提供に関する基準	13	連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従う
	14	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌
	15	利用者負担額等の受領	特定教育・保育等を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従う
	16	施設型給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対しその施設型給付費の額を通知しなければならない。 ・ 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない費用の支払を受けた場合は、必要事項を記載した証明書を保護者に交付しなければならない。 	参酌
	17	特定教育・保育及び特定地域型保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領 ・ 認定こども園は幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園要領 ・ 幼稚園は幼稚園教育要領 ・ 保育所は保育所保育指針 ・ 特定地域型保育事業は保育所保育指針 <p>に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育の提供を行わなければならない。</p>	従う
	18	特定教育・保育及び特定地域型保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は、提供する特定教育・保育等の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・ 定期的に、保護者、関係者又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	参酌
	19	相談及び援助	常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に対応するとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参酌
	20	緊急時の対応	施設の職員は、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌
	21	支給認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌

	項目	国の示す基準の内容	従う 参酌
管理・運営に関する基準	22 運営規程	<p>施設の運営について以下の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設・事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育等の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育等を提供する日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑪ その他施設・事業の運営に関する重要事項 	参酌
	23 勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な特定教育・保育等を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。 ・職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。 	参酌
	24 掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌
	25 支給認定子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。	従う
	26 虐待等の禁止	職員は、子どもに対し虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う
	27 懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	従う
	28 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・施設は、他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。 	従う
	29 情報の提供等	施設を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるよう、教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌

	項目	国の示す基準の内容	従う 参酌
	30 利益供与等の禁止	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌
	31 苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> 子ども又は保護者、その他家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 提供した特定教育・保育等に関し、市町村が行う報告、質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 	参酌
	32 事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない。 事故が発生した場合は、速やかに市町村、保護者に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。 事故及びその処置を記録しなければならない。 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	従う
	33 会計区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌
	34 記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 特定教育・保育等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 特定教育・保育等の提供に関する計画 ② 提供した特定教育・保育等に係る必要な事項の提供に当たっての計画 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故及びその処置についての記録 	参酌
その他	35 特別利用保育・特別利用教育及び特別利用地域型保育・特定利用地域型保育の提供（定員外利用の取扱い）	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	従う

		項目	国の示す基準の内容	従う 参酌
	36	特定保育所 に関する特 例	特例保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	従う
	37		特例保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。	従う